

議会運営委員会

日 時 令和5年5月18日 (木)

午前9時30分から

場 所 第1委員会室

1 開 会

2 挨 捶

3 議 題

(1) 令和5年6月島田市議会定例会の会期幅について ······ 資料1

(2) 予定されている議案等について

【当局側の事項】

ア 報告9件、補正予算2件、条例6件、一般4件 計21件

イ 上記のほか、追加を予定している（可能性のある）議案等

補正予算1件、一般4件、人事23件 計28件

【議会側の事項】

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について ······ 資料2

(3) 島田市議会議長及び副議長の選出等に係る今後の日程について

(4) 新型コロナウイルス感染症「5類」移行後の対応方針について ······ 資料3

(5) 地方自治法の一部を改正する法律の施行について ······ 資料4

4 その他の議題

次回の議会運営委員会について

日 時 令和5年5月25日 (木) 午前9時30分～

議 題 (1) 6月定例会の議案の取扱いについて

(2) その他

5 閉 会

資料 1

令和5年5月18日 議会運営委員会

令和5年6月島田市議会定例会日程(案)

月 日	曜 日	会議 内 容	備 考
5月18日	木	議会運営委員会 午前9時30分～	
5月25日	木	議会運営委員会 午前9時30分～、議員連絡会 午後1時30分～、全員協議会 議員連絡会終了後	議会招集告示(5/24予定)、議案送付
5月29日	月		諸般通告締切り:正午、一般質問通告事前提出:午後3時
5月31日	水		一般質問通告締切り:午後3時
6月1日	木	議会運営委員会 午前9時00分～ 【本会議(初日)】午前9時30分～ 会議録署名議員の指名、諸般の報告、会期の決定、閉会中の常任委員会審査・調査報告、予算・決算特別委員会調査・報告、議案上程・説明、議会構成	
6月2日	金	休会	
6月3日	土	休会	
6月4日	日	休会	
6月5日	月	休会	
6月6日	火	休会	
6月7日	水	休会	
6月8日	木	休会	
6月9日	金	休会	※常任委員・議運委員任期:R5.6.9まで 議案質疑通告締切 午後3時
6月10日	土	休会	
6月11日	日	休会	
6月12日	月	【本会議(一般質問)】午前9時30分～、各常任委員会 本会議終了後、議会運営委員会 各常任委員会終了後	左記の各委員会において正副委員長の互選
6月13日	火	【本会議(一般質問)】午前9時30分～ (議会運営委員会(資料要求があった場合) 午前9時～)	
6月14日	水	【本会議(一般質問)】午前9時30分～	
6月15日	木	休会	
6月16日	金	【本会議(議案質疑)】午前9時30分～、予算・決算特別委員会 議案質疑終了後	
6月17日	土	休会	
6月18日	日	休会	
6月19日	月	休会(予算・決算特別委員会厚生教育分科会,常任委員会 午前9時～、予算・決算特別委員会経済建設分科会,常任委員会 午後1時30分～)	※時間内に終了しない場合は、予備日(6月20日 午後)で対応。
6月20日	火	休会(予算・決算特別委員会総務生活分科会,常任委員会 午前9時～、分科会,常任委員会予備日 午後)	
6月21日	水	休会	
6月22日	木	休会(予算・決算特別委員会 午前9時30分～)	討論通告締切 午後3時
6月23日	金	休会	
6月24日	土	休会	
6月25日	日	休会	
6月26日	月	休会	
6月27日	火	休会	
6月28日	水	休会	
6月29日	木	休会(議会運営委員会 午前9時30分～)	
6月30日	金	【本会議(最終日)】午前9時30分～ 委員長報告(休憩中質疑通告受付) → 質疑 → 討論 → 採決、議員派遣、閉会中の継続審査・調査 ほか	

30日間

※予算・決算特別委員会については、令和4年度と同様に設置した場合の予定(案)

※会議規則第102条に基づく資料配付について

◎一般質問をしようとする日の2日前(土・日曜日を除く)までに事務局に提出してください。

資料 2

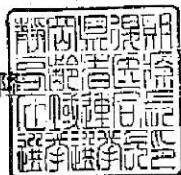


静岡県後期高齢者医療広域連合告示第7号

静岡県後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）第9条第3項の規定により、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を次のとおり行う。

令和5年5月1日

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選舉長 池田佳



1 選挙すべき議員の数

- 規約第7条第2項第1号（市長）の区分 1人
- 規約第7条第2項第2号（町長）の区分 2人
- 規約第7条第2項第3号（市議会議員）の区分 3人
- 規約第7条第2項第4号（町議会議員）の区分 2人

2 候補者の届出の受付期間

令和5年5月17日（水）から23日（火）まで

ただし、静岡県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年2月2日条例第1号）第1条に規定する休日を除く

3 候補者の届出の受付時間

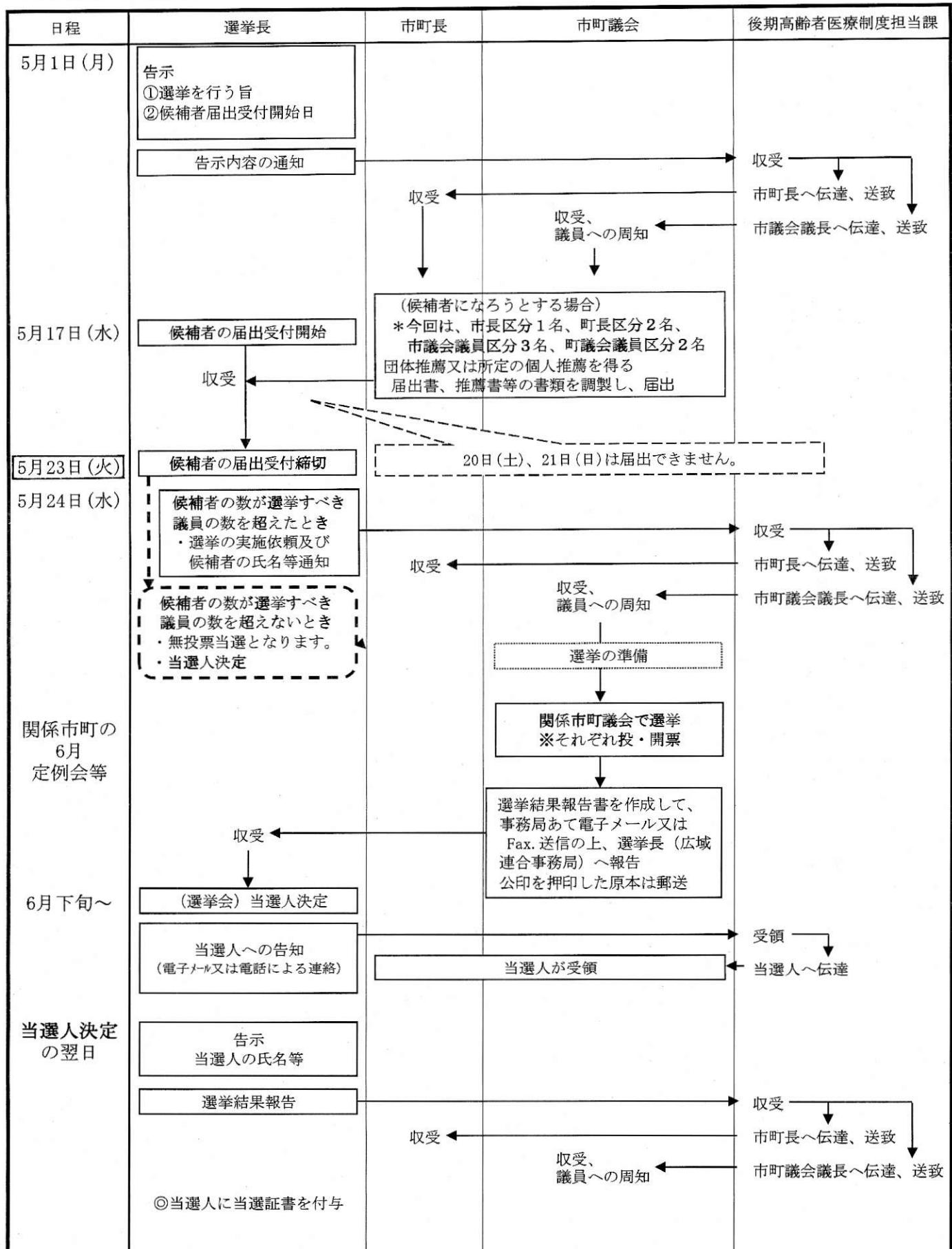
午前8時30分から午後5時15分まで

4 候補者の届出の受付場所

静岡県後期高齢者医療広域連合事務局

静岡市葵区黒金町59番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階

■ 広域連合議会議員選挙事務フロー図（令和5年5月1日告示広域連合議会議員選挙） ■



※ 「選挙すべき議員の数」 市長区分1名 町長区分2名 市議会議員区分3名、町議会議員区分2名

島田市新型コロナウイルス感染症「5類」移行後の対応方針について

令和5年5月18日 議会運営委員会

新型コロナウイルス感染症は、5月8日をもって、感染症法上の分類区分を季節性インフルエンザと同じ「5類」に変更される。

このため、島田市では、「5類」体制に円滑に移行するために、5月8日以降の島田市の対応方針を明らかにした。

このことを踏まえ、島田市議会としての対応について以下のとおり整理する。

項目	市	市議会
体制	<p>令和4年5月31日午後8時に新型コロナウイルス感染症対策本部体制が解除</p> <p>ア 5月7日24時をもって、現行の「新型コロナウイルス感染症対策連絡会」を廃止する。</p> <p>イ ワクチン接種推進本部を廃止する。</p> <p>ウ 5月8日以降のコロナ対応は、通常の業務系統により行う。特に、コロナ感染に伴う健康被害、ワクチン接種、感染状況の把握に関する業務は健康づくり課において行う。</p> <p>エ 状況の急変により、国又は県として体制を強化して対応する場合は、「島田市新型コロナウイルス感染症対処マニュアル」に基づき対応する。</p>	<p>令和4年6月10日議会運営委員会において島田市議会新型コロナウイルス感染症支援本部体制を解除し、その役割を議会運営委員会が担うことを決定</p> <p>ア 当該対策連絡会には事務局次長が構成員として参加していた。</p> <p>イ 当該推進本部には事務局長が構成員として参加していた。</p> <p>当該連絡会の廃止に伴い、部長会議等の内部会議において提供される情報を事務局長が収集し、必要に応じて議会運営委員会に情報提供する。</p> <p>ウ、エ 当該連絡会又は推進本部の廃止に伴い、部長会議等の内部会議において提供される情報を事務局長が収集し、必要に応じて議会運営委員会に情報提供する。</p>
発症者への対応	<p>発症者の療養と回復後の出勤等について、以下の事項を参考とするよう情報提供する。</p> <p>ア 発症から原則5日間は外出自粛が推奨されていること</p> <p>イ 上記に加え、解熱から24時間経過まで外出自粛が望ましいこと</p> <p>ウ 発症後10日間はウイルス排出のリスクがあることから、高齢者や重症化リスクが高い人との接触を控える等の配慮が必要なこと</p>	<p>左記情報を全議員に情報提供する。</p> <p>なお、令和4年9月9日議会運営委員会で決定した、『島田市議会議員が新型コロナウイルス陽性者となった場合における当該議員間での情報共有』については、5類への移行に伴い、当該取扱いを廃止する。</p> <p>なお、島田市議会提要の資料編P11の「新型コロナウイルスの感染確認、その後の対応フローについて」は5類への移行後は陽性者等に適用しない。</p>

地方自治法の一部を改正する法律の施行について

20230518 議会運営委員会

1 趣旨

地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、地方議会の役割及び議員の職務の明確化に関する制度の見直し等を行った。

2 改正の背景

地方制度調査会の「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」（令和4年12月28日 地方制度調査会会長から内閣総理大臣宛）に基づくもの。

【法改正に係る答申の内容】

議会の位置付け等の明確化

議会についての現状認識と課題

- 議会自身による多様な人材の参画を前提とした議会運営や住民に開かれた議会の実現に向けた取組、議会が果たすべき役割、議員の活動のあり方等を含め、住民と議論を重ねながら地域の実情に応じて、議会の目指すべき姿を議会基本条例などで定められている。
⇒議会の活性化、持続的取組という観点から意義がある。
- 他方、一部に議会が必ずしも求められる役割を果たしていない事例、住民の信頼を損ないかねない議員の行為の事例が見られる。
⇒議会がその重要な役割・責任を十分に果たすよう、議会や議員がそれぞれの立場において、その重い役割や責任を自覚することが重要。

地方自治法への規定

- 議会の役割・責任、議員の職務等の重要性が改めて認識されるよう、全ての議会に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。

【具体的なイメージ】

- ・議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという位置付けを追記
- ・地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を明確に規定
- ・議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない旨を規定（職務を行う上での心構えを示すもの）

議会のデジタル化

議会についての現状認識と課題

- 議会に関わる法令上の手続には、書面等により行うことが求められているものもあるが、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」により、議会と行政機関等との間で行われるものについては、原則として、既に、オンラインにより行うことが可能。
- 他方、住民の議会に対する請願書の提出や、議会から国会に対する意見書の提出など、住民と議会、議会と国会等の間で行われる法令上の手続は、同法の適用対象外とされている。

議会に関連する手続きのオンライン化

- 多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や、議会運営の合理化を図る観点から、これらに手続についても、一括して、オンラインにより行うことを可能とすべきである。

3 主な改正内容

1 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化（施行期日：公布の日）	
概要	○多様な層の住民の地方議会への参画を促進する観点から、地方議会の役割や議員の職務等について、法律上明確化する。
条文	<p>第 89 条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の<u>住民が選挙した議員をもって組織される議会を置く。</u></p> <p>2 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。</p> <p>3 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。</p>
2 請願書の提出等のオンライン化（施行期日：令和6年4月1日）	
概要	○地方議会に対する住民からの請願書の提出や国会に対する地方議会からの意見書の提出など地方議会に係る手続について、一括してオンライン化を可能とする。
条文	<p>第 100 条</p> <p>15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の<u>状況を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもって議長に報告するものとする。</u></p> <p>第 138 条の 2 議会等に対して行われる通知のうちこの章（第 100 条第 15 項を除く。）の規定において文書その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項において「文書等」という。）により行うことが規定されているもの（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定が適用されるものを除く。）については、当該通知に関するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（出入力装置を含む。以下この項及び第 4 項において同じ。）とその通知を相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</p> <p>2 議会等が行う通知のうちこの章（第 123 条第 4 項を除く。）の規定において文書等により行うことが規定されているもの（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条第 1 項の規定が適用されるものを除く。）については、当該通知に関するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知のうち第 99 条の規定によるもの以外のものにあっては、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の総務省令で定める方式による表示をする場合に限る。</p> <p>3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの章の規定に規定する方法により行われたものとみなして、この法律その他の当該通知に関する法令の規定を適用する。</p> <p>4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。</p>

4 市議会（議員も含む。）が関与する手続のオンライン化について

地方自治法	手続の主体	書面等を前提とする手続き	オンライン化デジタル手続法	地方自治法改正法案
第 99 条	議会→国会	意見書の提出	×	◎
	議会→関係行政庁	意見書の提出	○(§)	—
第 100 条 第 15 項	議員→議長	政務活動費に係る収支及び支出の報告書の提出	×	◎
第 109 条 第 6 項	委員会→議会	議案の提出(第 109 条第 7 項において文書を以て行う旨規定)	×	◎
第 112 条 第 1 項	議員→議会	議案の提出(第 112 条第 3 項において文書を以て行う旨規定)	×	◎
第 118 条 第 6 項	議会→議員、被選挙人等	議会における選挙の投票の効力の異議に係る決定書の交付	×	◎
第 122 条	市長→議会	予算又は事務に関する説明書の提出	○	—
第 123 条 第 4 項	議長→市長	会議録の書面の写し又は磁気ディスクの提出	×	◎
第 124 条	住民→議会	請願書の提出	×	◎
第 127 条 第 3 項	議会→議員	議員の資格決定に係る決定書の交付	×	◎
第 137 条	議長→議員	欠席議員に対する招状の発出	×	◎
第 149 条 第 1 号	市長→議会	議案の提出	○	—
第 150 条 第 6 項	知事等→議会	財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針とこれに基づき整備した体制について評価した報告書の提出	○	—
第 211 条 第 2 項	議長→議会	予算に関する説明書の提出	○	—
第 233 条 第 5 項	議長→議会	決算に係る会計年度における主要な施策の成果を証明する書類等の提出	○	—
第 241 条 第 5 項	議長→議会	基金の運用状況を示す書類の提出	○	—
第 243 条の 3 第 2 項 第 3 項	議長→議会	第 221 条第 3 項の法人の経営状況、信託契約の信託状況を証明する書類の提出	○	—

※：デジタル手続法＝情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

§：デジタル手続法第 7 条第 1 項の規定に基づき可能

○：デジタル手続法によりオンライン化が可能なもの

◎：地方自治法改正法案によりオンライン化が可能となるもの

×：デジタル手続法の適用対象外のもの

—：改正法案に規定がないもの

5 島田市議会としての対応（案）

（1）地方議会の役割及び議員の職務等の明確化

① 議会基本条例

理念条例であり、地方制度調査会の答申の議会についての現状認識にも掲げられており、島田市議会基本条例は、目指すべき姿を明記している。

このため、今回の法改正に伴い、当該条例における条文の修正は要しないと判断。

② 議会提要の修正等の作業

「1. 関係基本法令」中、「(2) 地方自治法(抄)」を改正後に改める。

（2）請願書の提出等のオンライン化

① 島田市議会会議規則

第86条に請願者及び紹介議員の署名押印を求めているが、オンライン化した場合そのような手続きとすることが考えられるか。（第86条第1項、第2項）

→地方公共団体における押印見直しマニュアル（令和2年12月18日内閣府）

趣旨	留意事項
本人確認	本人確認の手法は押印の他にも多数存在し、実印による押印は本人確認としての効果は大きくない。 1 島田市議会では認印で可とした運用がある。 2 紹介議員がいることに加え、事前に正副議長に請願の趣旨を面談方式により行ってきた。こうした運用を継続すれば押印による本人確認は要さない。
文書作成の真意確認	本人確認がなされれば、通常の場合には押印は不要 1 上記2と同様。
文書内容の真正性の担保	文書の証拠価値は押印のみによって評価されるわけではなく手続き全体として評価されるものである。

上記のことから押印の廃止をすることも検討すべきではないか。

法施行期日が令和6年4月1日なので、標準会議規則が示される可能性があるので、その例に倣い改正すればいいのではないか。

なお、現在、島田市議会の運用は、請願者が事前に正副議長と面談し、その請願の趣旨等を説明した上で、正副議長が了承したものに限り受理している。

このため、オンライン化を当該規則に規定する場合は、「議長が認めた場合に限り」などの表現を入れるかを判断する。

② 議会運営の手引き

「第7 請願及び陳情」の(2)に請願の提出を記載していることから、上述①の判断結果に基づき修正する。

③ 島田市議会政務活動費の交付に関する条例

第6条に収支報告書の提出を規定しているが、オンライン化に関する事項を規定するか否かを判断する。

なお、法では提出を報告と改めたため、少なくともその部分の改正は必要である。

(3) その他

地方自治法に規定がなく、当該法の一部改正による法の適用を受けないと想定される議会等に対して行われる通知または議会等が行う通知については、島田市では、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）に基づき、「島田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」及び同規則を制定している。

今回の地方自治法の改正により、地方自治法上の規定にない通知については、下表のとおりとなり、当該条例を適用させることを各例規の「雑則」で地方自治法と雑則と同様に規定する必要性を検討する。

また、地方自治法で書面等を前提とする手続きが規定されていないものも上記と同様の対応とする。

【例】

[島田市議会会議規則]

第112条 議会等に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物により行なうことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、島田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条の規定による方法により行なうことができる。

2 議会等が行なう通知のうちこの規則の規定において文書その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物により行なうことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、島田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第4条の規定による方法により行なうことができる。

例規名・該当条文	文書名	地方自治法の規定など
島田市議会 会議規則	第2条 欠席届	—
	第9条 会議休会中の開催請求	第114条第1項 文書によることが定められていない。
	第12条 出席催告	第113条 文書によることが定められていない。
	第15条 修正の動議	第115条の3 文書によることが定められていない。 口頭でもよいとされている。
	第18条 事件の撤回又は訂正及び動議の撤回	— 議会運営事典では、動議の撤回は文書によるとしている。
	第19条 議事日程の配布	—
	第20条 議事日程のない会議の通知	—
	第35条の2 議案に係る資料の要求	—
	第37条 委員長の報告	—
	第50条 発言通告書	—
	第74条 意見を述べる者の申出(公聴会)	第115条の2 申出は文書
	第79条 参考人への通知(公聴会)	第115条の2
	第81条 会議録の配布	—(規則で電子情報化の規定あり)
	第85条 議員派遣	第100条第13項 文書によることが定められていない。

島田市議会 委員会条例	第 87 条	請願文書表の作成及び配布	—
	第 88 条	請願書の撤回	—
	第 90 条	紹介議員の委員会出席	—
	第 92 条	請願の審査報告	—
	第 93 条	請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求	—
	第 95 条	議長及び副議長の辞職	議会運営事典では、文書によるべきであるとしている。
	第 96 条	議員の辞職	議会運営事典では、文書によるべきであるとしている。
	第 97 条	資格決定の要求	第 127 条第 1 項
	第 10 条	委員会の招集	—
	第 11 条	議長への通知	—
島田市議会 傍聴規則	第 12 条	欠席、遅刻又は早退の届出	—
	第 16 条	委員長の辞任及び副委員長の辞任	—
	第 17 条	議会運営委員及び特別委員の辞任	—
	第 23 条	出席説明の要求	—
	第 24 条	資料要求	—
	第 26 条	動議の撤回	議会運営事典では、動議の撤回は文書によるとしている。
	第 27 条	委員の議案修正	—
	第 31 条	証人出頭又は記録提出の提出	第 100 条第 1 項
	第 32 条	所管事務等の調査	—
	第 33 条	委員の派遣	—
	第 35 条	委員会の報告書	—
	第 45 条	質疑又は討論の終了	—
	第 56 条	意見を述べる者の申出(公聴会)	第 115 条の 2 申出は文書
	第 57 条	公述人の決定(公聴会)	第 115 条の 2
島田市議会 会派に関する 内規	第 60 条	代理人又は文書による意見の陳述	—
	第 61 条	参考人への通知	第 115 条の 2
	第 62 条	委員会の記録	—
	第 66 条	資料等印刷物の配布の許可	—
島田市議会 議員政治倫理 規程	第 3 条	傍聴の手続	—
	第 4 条	傍聴証の交付及び返還	—
島田市議会報 告会の開催に 関する規程	第 3 条	会派及び会派代表者の届出	—
島田市議会報 告会の開催に 関する規程	第 8 条	是正措置	—
島田市議会報 告会の開催に 関する規程	第 7 条	報告書	—

6 参考（委員会、本会議等へのオンラインによる出席等）

[委員会]

総務省通知

- 『各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用することで委員会を開催することは差し支えない』（令和2年4月30日総務省行政課長通知）
- 『ご質問のような事由（災害の発生や、育児・介護等の事由）がある場合に、各団体の判断で、オンラインによる方法での委員会への出席を可能とすることも差し支えない』（令和5年2月7日総務省行政課長通知）



島田市の対応

- オンライン開催は、コロナ禍や災害時などにおいても委員会を開催できることや、育児、介護等の理由により出席したくてもできない議員が出席できるようになるという意義
- 島田市議会委員会条例第10条の2（開催方法の特例）を規定しオンライン開催を可能とした。

[本会議→一般質問]

総務省通知

- 『本会議への「出席」については、現に議場にいることと解されている』（令和2年4月30日総務省行政課長通知）
- 『団体の事務全般について執行機関の見解をただす趣旨での「質問」として行われる発言については、（中略）各団体において所要の手続（条例や会議規則、要綱等の根拠規定の整備や議決又は申し合わせ等）を講じた上で、出席が困難な事情により議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で「質問」することは差し支えない』（令和5年2月7日総務省行政課長通知）



島田市の対応

- 現在の地方自治法の解釈では、本会議へのオンラインによる出席は認められていない。
- 本会議におけるオンライン質問については、令和5年2月7日の総務省行政課長通知において認められている。

※あくまで欠席議員の扱いにおいてオンラインの一般質問をすることが可能であるという趣旨

- 欠席議員として欠席の理由を厳格化していく必要もある。
- 現議場でのオンラインによる一般質問は通信環境等を考慮すると困難。
- 仮に新議場で行うとしても、議員の通信環境によっては困難になる可能性がある。

【仮に可能とした場合の例規の改正】

※島田市議会会議規則

第50条（省略）

- 2（省略）
- 3（省略）
- 4（省略）

5 前項の規定に関わらず、一般質問に限っては、発言の通告をした議員が災害その他やむを得ない理由により、又は重大な感染症のまん延を防止する観点から議場に参集することが困難と認める場合（以下「欠席議員という。」）は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話できる方法（以下「オンライン」という。）を活用し質問することができる。

6 欠席議員は、オンラインを活用した一般質問を希望するときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

[オンライン参考人等]

総務省通知

■『議会への出頭を求める形での意見聴取は、地方自治法第 115 条の 2 第 2 項によって否定されるものではなく、新型コロナウイルス感染症対策として行う場合に限らず、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により、意見聴取を行うことは差し支えない』
(令和 4 年 6 月 10 日総務省行政課長通知)



島田市の対応

- 委員会・本会議へのオンライン参考人は、令和 4 年 6 月 10 日の総務省行政課長通知において認められている。
- 現在活用例が少ない公聴会についても、オンラインで公述人を参加させること等を通じて、住民の意見を把握する手段として活用していくことが考えられる。

【仮に可能とした場合の例規の改正】

※島田市議会会議規則

第 75 条（省略）

2（省略）

3 議長は、法第 115 条の 2 第 2 項の規定に関わらず、第 1 項の規定に基づき公述人を決定した場合で、公述人が映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話できる方法（以下「オンライン」という。）を活用して発言することを申し出た場合は、オンラインの環境が公聴会の運営に支障をきたさないと判断した場合に限りオンラインでの出席を認めることができる。

※島田市議会委員会条例

第 55 条（省略）

2（省略）

3 委員長は、法第 115 条の 2 第 2 項の規定に関わらず、第 1 項の規定に基づき公述人を決定した場合で、公述人が映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話できる方法（以下「オンライン」という。）を活用して発言することを申し出た場合は、オンラインの環境が公聴会の運営に支障をきたさないと判断した場合に限りオンラインでの出席を認めることができる。

7 参考（新議場への対応）

島田市傍聴規則

法改正に關係ないが、新議場を 11 月定例会から使用するため、当該規則第 2 条に規定する定員数を変更するための一部改正を行う。

例規審議委員会に付議を要することから、時間に余裕をもって準備する必要がある。

8 添付資料

- *地方自治法の一部を改正する法律案の概要……………資料 1
- *地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第 39 条）要旨…資料 2
- *地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第 39 条）…………資料 3
- *地方自治法の一部を改正する法律案新旧条文対照表………資料 4

地方自治法の一部を改正する法律案の概要

地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、地方議会の役割及び議員の職務の明確化、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等を行う。

1. 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等

① 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化

○多様な層の住民の地方議会への参画を促進する観点から、地方議会の役割や議員の職務等について、法律上明確化する。

② 請願書の提出等のオンライン化

○地方議会に対する住民からの請願書の提出や国会に対する地方議会からの意見書の提出など地方議会に係る手続(※)について、一括してオンライン化を可能とする。

※現行法上、住民と議会、議会と国会等の間の手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の適用対象外。

2. 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

○会計年度任用職員について、国の非常勤職員の取扱いとの均衡の観点から、勤勉手当の支給を可能とする。

3. 公金事務の私人への委託に関する制度の見直し

○地方公共団体の公金事務の私人への委託に関する制度において、原則として全ての歳入等の収納事務について、地方公共団体の長の判断で私人への委託を可能とする(※)。

※現行法上、法令で掲げる歳入等のみ委託が可能

○適正な公金取扱いを確保するため、受託者に対する監督、再委託の場合のルール等に係る規定を整備する。

【施行期日】

- 1① :公布の日
- 1②、2及び3:令和6年4月1日

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第三十九号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等に関する事項

- 1 地方議会の役割及び議員の職務等に関する事項
 - 1 地方議会の位置付けのほか、議会は、地方自治法の定めるところにより、地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決する等の権限行使すること、また、議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないことを法律上明確化する。
 - 2 住民から議会への請願書の提出や議会から国会への意見書の提出等、議会が関わる法令上の手続で書面により行うことが求められているものについて、オンラインにより行うことができることとする。
- 2 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項

地方公共団体は、会計年度任用職員に対し、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な待遇の確保の観点から、勤勉手当を支給することができる」とする。

一

三、公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに関する事項

原則として全ての歳入等の収納事務について、地方公共団体の長の判断により、私人への委託を可能とするとともに、適正な公金の取扱いを確保するため、地方公共団体から公金事務の委託を受けた者に対する監督、再委託の場合のルール等に係る規定を整備する。

二

四、施行期日

この法律は、一部を除き、令和六年四月一日から施行する。

一

第二一一回

閣第三九号

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一節 議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員」を
「 第十一節 議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員
第十二節 雜則 」

に改める。

第八十九条中「普通地方公共団体に」の下に「、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される」を加え、同条に次の二項を加える。

普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

第九十四条中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

第一百条第十五項中「報告書を」を「状況を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて」に、「提出する」を「報告する」に改める。

第一百五条の二中「又は議長」の下に「（第一百三十八条の二第一項及び第二項において「議会等」という。）」を加える。

第一百二十三条第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を削り、同条第四項中「に記録された事項を記載した書面又は当該事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）」を削る。

第一百三十八条の二を第一百三十八条の二の二とする。

第二編第六章に次の二節を加える。

第十二節 雜則

第一百三十八条の二 議会等に対して行われる通知のうちこの章（第一百条第十五項を除く。）の規定において文書その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項において「文書等」という。）により行うことが規定されているもの（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第七条第一項の規定が適用されるものを除く。）については、当該通知に関するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める

電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

議会等が行う通知のうちこの章（第百二十三条第四項を除く。）の規定において文書等により行なうことが規定されているもの（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定が適用されるものを除く。）については、当該通知に関するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知のうち第九十九条の規定によるもの以外のものにあつては、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の総務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの章の規定に規定する方法により行われたものとみなして、この法律その他の当該通知に関する法令の規定を適用する。

第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。

第二百三条の二第四項中「期末手当」の下に「又は勤勉手当」を加え、同条第五項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第二百三十一条の二の三第二項中「所在地」の下に「、指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等」を加える。

第二百三十一条の二の六第三項中「含む」の下に「。第二百四十三条の二の二第三項において同じ」を加える。

第二百四十二条の二第一項第四号ただし書中「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

第二百四十三条中「法律又は」を「法律若しくは」に改め、「場合」の下に「又は次条第一項の規定により委託する場合」を加え、「行なわせては」を「行わせては」に改める。

第二百四十三条の二の二を第二百四十三条の二の八とし、第二百四十三条の二を第二百四十三条の二の七とし、第二百四十三条の次に次の六条を加える。

（指定公金事務取扱者）

第二百四十三条の二 普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この条及び次条第一項において「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、この条から第二百四十三条の二の六までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による委託をしたときは、当該委託を受けた者

(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

- 3 指定公金事務取扱者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。
- 5 指定公金事務取扱者は、第一項の規定により委託を受けた公金事務の一部について、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託することができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。
- 6 前項の規定により公金事務の一部の委託を受けた者は、当該委託をした指定公金事務取扱者の許諾を得た場合であつて、かつ、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に対してするときに限り、その一部の再委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該再委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。
- 7 前項の規定により公金事務の一部の再委託を受けた者は、当該公金事務の一部の委託を受けた者とみなして、同項の規定を適用する。
- 8 会計管理者は、指定公金事務取扱者について、定期及び臨時に公金事務の状況を検査しなければならない。
- 9 会計管理者は、前項の規定による検査をしたときは、その結果に基づき、指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
- 10 監査委員は、第八項の規定による検査について、会計管理者に対し報告を求めることができる。

(指定公金事務取扱者の帳簿保存等の義務)

第二百四十三条の二の二 指定公金事務取扱者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに公金事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第二百四十三条の二の四から第二百四十三条の二の六までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、指定公金事務取扱者に対し、報告をさせることができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第二百四十三条の二の四から第二百四十三条の二の六までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿書類

その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(指定公金事務取扱者の指定の取消し)

第二百四十三条の二の三 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第二百四十三条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

- 一 第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。
- 二 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 三 前条第二項又は第二百四十三条の二の六第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

(公金の徴収の委託)

第二百四十三条の二の四 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその徴収に関する事務を委託することができる歳入は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるものとする。

- 2 指定公金事務取扱者(歳入の徴収に関する事務の委託を受けた者に限る。以下この条において同じ。)は、現金の納付その他総務省令で定める方法により納入義務者から歳入の納付を受けるものとする。
- 3 前項の場合において、普通地方公共団体の歳入の納入義務は、納入義務者が指定公金事務取扱者に当該歳入を納付したときに履行されたものとする。
- 4 指定公金事務取扱者は、政令の定めるところにより、その徴収した歳入を普通地方公共団体に払い込まなければならない。

(公金の収納の委託)

第二百四十三条の二の五 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次の各号のいずれにも該当するものとして当該普通地方公共団体の長が定めるものとする。

- 一 指定公金事務取扱者が収納することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるもの
- 二 その性質上その収納に関する事務を委託することが適当でないものとして総務省令で定めるもの以外のもの

2 指定公金事務取扱者（歳入等の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。）は、第二百三十二条の規定による納入の通知（その性質上納入の通知を必要としない歳入等にあっては、普通地方公共団体の長が定める方法）に基づかなければ、歳入等の収納をすることができない。

3 前条第二項から第四項までの規定は、指定公金事務取扱者が歳入等の収納をする場合について準用する。

（公金の支出の委託）

第二百四十三条の二の六 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその支出に関する事務を委託することができる歳出は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者（歳出の支出に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。）に対し、当該支出に必要な資金を交付するものとする。

3 指定公金事務取扱者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その支出の結果を会計管理者に報告しなければならない。

第二百八十七条の二第七項中「及び第七節」を「、第七節及び第十二節」に、「とあり、並びに」を「とあり、」に改め、「規定中「議会」」の下に「とあり、並びに第百三十八条の二第一項及び第二項中「議会等」」を加え、同条第十項中「第二百四十三条の二第二項」を「第二百四十三条の二の七第二項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第八十九条及び第九十四条の改正規定並びに次条第二項及び第四項（同条第二項に係る部分に限る。）並びに附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の地方自治法（以下この条において「新法」という。）第二百三十一条の二の三第二項の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に地方自治法第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定を受けた指定納付受託者（同項に規定する指定納付受託者をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に同条第一項の規定による指定を受けた指定納付受託者については、なお従前の例による。

2 普通地方公共団体の長は、施行日前においても、新法第二百四十三条の二第一項の規定の例により、指定公金事務取扱者（同条第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。）の指定をすることができる。この場合において、その指定を受けた者は、施行日において同条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

3 普通地方公共団体の長は、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により、

施行日の前日において現に公金の徴収又は収納に関する事務（以下この項において「従前の公金事務」という。）を行わせている者（新法第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者を除く。）に当該従前の公金事務を行わせることができる。

4 前二項の規定は、附則第七条の規定による改正後の地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定において新法第二百四十三条の二から第二百四十三条の二の六までの規定を準用する場合について準用する。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（児童福祉法の一部改正）

第四条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同条第三項を削る。

第六十二条の六第一号中「第五十六条第四項」を「第五十六条第三項」に改める。

（市町村立学校職員給与負担法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第五条 次に掲げる法律の規定中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

一 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条

二 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の三第二項及び第六十一条第一項

（生活保護法の一部改正）

第六条 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第七十八条の三を削る。

（地方公営企業法の一部改正）

第七条 地方公営企業法の一部を次のように改正する。

第三十三条の二を次のように改める。

（公金の徴収等の委託）

第三十三条の二 地方自治法第二百四十三条の二から第二百四十三条の二の六までの規定は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収若しくは収納又は支出の事務の委託について準用する。この場合において、同法第二百四十三条の二の四第一項中「他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるもの」とあるのは「地方公営企業の業務に係るもの（指定公金事務取扱者が徴収することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるものに限る。）」と、同法第二百四十三条の二の六第一項中「他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるもの」とあるのは「地方公営企業の業務に係るものとして政令で定めるもの」と、同条第三項中「規則」とあるのは「規則又は企業

「管理規程」と読み替えるものとする。

第三十四条中「第二百四十三条の二の二の」を「第二百四十三条の二の八の」に、「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

第三十九条第三項ただし書中「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第八条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第八十条の二中「政令の定めるところにより、私人」を「地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により指定する者」に改める。

(道路交通法の一部改正)

第九条 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条の十六」を「第五十一条の十五」に改める。

第五十一条の十六を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の三の項及び別表第四の四の三の項中「同条第七項若しくは第八項」を「同条第六項若しくは第七項」に改める。

(児童手当法の一部改正)

第十一條 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「第五十六条第七項各号又は第八項各号」を「第五十六条第六項各号又は第七項各号」に改める。

第二十二条第一項中「第五十六条第七項若しくは第八項」を「第五十六条第六項若しくは第七項」に改める。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)

第十二条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第一百四条中「政令で定めるところにより、私人」を「地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により指定する者」に改める。

(介護保険法の一部改正)

第十三条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一百四十四条の二を削る。

(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律の一部改正)

第十四条 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項中「第二百四十三条の二の二第一項」を「第二百四十三条の二の八第一

項」に、「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正)

第十五条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 地方公共団体の議会

第十七条第五項及び第二十一条第一項中「及び裁判所」を「、裁判所及び地方公共団体の議会」に改める。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第十六条 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第五項中「第二百四十三条の二第二項」を「第二百四十三条の二の七第二項」に改める。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第十七条 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第七項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第四十七条中「、第二百四十三条の二、第二百四十三条の二の二第一項」を「から第二百四十三条の二の七まで、第二百四十三条の二の八第一項」に、「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に改める。

第五十四条第一項中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に改める。

(地域再生法の一部改正)

第十八条 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の八第八項を削る。

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第十九条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

理 由

地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、地方制度調査会の答申にのっとり、地方議会の役割及び議員の職務の明確化等を行うとともに、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等の措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

【公布日又は令和六年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
地方自治法目次	地方自治法目次
第一編　（略）	第一編　（略）
第二編　普通地方公共団体	第二編　普通地方公共団体
第一章～第五章　（略）	第一章～第五章　（略）
第六章　議会	第六章　議会
第一節～第十節　（略）	第一節～第十節　（略）
第十一節　議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員	第十一節　議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員
第十二節　雜則	第十二節　雜則
第七章～第十四章　（略）	第七章～第十四章　（略）
第三編・第四編　（略）	第三編・第四編　（略）
附則	附則
第一節　組織	第一節　組織
第二編　普通地方公共団体	第二編　普通地方公共団体
第六章　議会	第六章　議会
第一節　組織	第一節　組織
第二編　普通地方公共団体	第二編　普通地方公共団体
第八章　議会	第八章　議会
第一節　組織	第一節　組織
第二節　権限	第二節　権限
第一百条　（略）	第一百条　（略）
②～⑪　（略）	②～⑪　（略）
⑯　前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて議長に報告するものとする。	⑯　前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
第九十四条　町村は、条例で、第八十九条第一項の規定にかかわらず、議会を置かず、選舉権を有する者の総会を設けることができる。	第九十四条　町村は、条例で、第八十九条の規定にかかわらず、議会を置く。
第九十五条　（新設）	第九十五条　（新設）
①　普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより、当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。	①　普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより、当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。
③　前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。	③　前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。
第二節　権限	第二節　権限
第一百零一条　（略）	第一百零一条　（略）
②～⑪　（略）	②～⑪　（略）
⑯　前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。	⑯　前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第四節 議長及び副議長

第一百五条の二 普通地方公共団体の議会又は議長（第一百三十八条の二第一項及び第二項において「議会等」という。）の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。

第六節 会議

第四節 議長及び副議長

第一百五条の二 普通地方公共団体の議会又は議長の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。

第六節 会議

第一百二十三条 議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならぬ。

②・③ (略)

④ 議長は、会議録が書面をもつて作成されているときはその写しを、会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは当該電磁的記録を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

②・③ (略)

④ 議長は、会議録が書面をもつて作成されているときはその写しを、会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面又は当該事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録することができる物を含む。）を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

第十一節 雜則

(新設)

ない。

第一百三十八条の二 議会等に対して行われる通知のうちこの章（第一百条第十五項を除く。）の規定において文書その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項において「文書等」という。）により行うことが規定されているもの（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第七条第一項の規定が適用されるものを除く。）については、当該通知に

に関するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

② 議会等が行う通知のうちこの章（第一百二十三条第四項を除く。）の規定において文書等により行うことが規定されているもの（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定が適用されるものを除く。）については、当該通知に関するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知のうち第九十九条の規定によるもの以外のものにあつては、当該通知を受ける者

が当該電子情報処理組織を使用する方法により受けける旨の総務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

③ 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの章の規定に規定する方法により行われたものとみなして、この法律その他の当該通知に関する法令の規定を適用する。

④ 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。

第七章 執行機関

第一節 通則

第一百三十八条の二の二（略）

第八章 給与その他の給付

第一百三十八条の二（略）

第八章 給与その他の給付

第一百三十三条の二（略）

②・③（略）

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十一条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

第一百三十三条の二（略）

②・③（略）

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十一条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。